

次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法律第 15 条第 6 項に基づく
特定事業主行動計画の実施状況並びに女性活躍推進法第 17 条に基づく情報の公表について

平成 31 年 2 月
岩手中部水道企業団

1 取組状況（平成 29 年度）

時 期	内 容
H29. 10	育児休業条例及び育児休業規則の改正を行い、非常勤職員の適用除外要件の緩和及び対象となる子の範囲を広げ、取得要件の緩和を行った。
H30. 3	業務の不平等・不均衡を解消するため、事務分掌等の見直しを行い、職員が休暇を取得しやすいよう体制を整備した。
H30. 3	臨時・非常勤職員の取扱要領の改正を行い、子の看護休暇の対象範囲を広げ取得要件の緩和を行った。

2 数値目標の進捗状況

（１）男女別の育児休業取得率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
育児休業取得対象者	8 人	11人	9 人	7 人
うち女性	0 人	1 人	1 人	1 人
うち男性	8 人	10人	8 人	6 人
取得者（割合）	0 人（0％）	0 人（0％）	0 人（0％）	1 人（14.3％）
うち女性	0 人（0％）	0 人（0％）	0 人（0％）	1 人（100％）
うち男性	0 人（0％）	0 人（0％）	0 人（0％）	0 人（0％）
平均取得時間	—	—	—	7.75時間

※対象者…3歳未満の子がいる職員

（２）男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者	11人	12人	16人	15人
取得者（割合）	4 人（36％）	1 人（8％）	5 人（31％）	7 人（47％）
平均取得日数	2.5日	1 日	1.4日	1 日

※対象者…岩手中部水道企業団職員就業規程第29条第13号、第14号、第15号、第18号、第19号
のいずれかに該当する職員

第13号 生後1年6月までの子の保育（育児短時間勤務）

第14号 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護

第15号 小学校就学までの子の予防接種等

第18号 妻の出産

第19号 妻の出産に伴う子の養育

3 女性の職業選択に資する情報

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合（平成 29 年度）

	正職員	臨時・非常勤
受験者数	0	14
うち女性	0	13
女性割合	0%	93%
採用者数	0	6
うち女性	0	5
女性割合	0%	83%

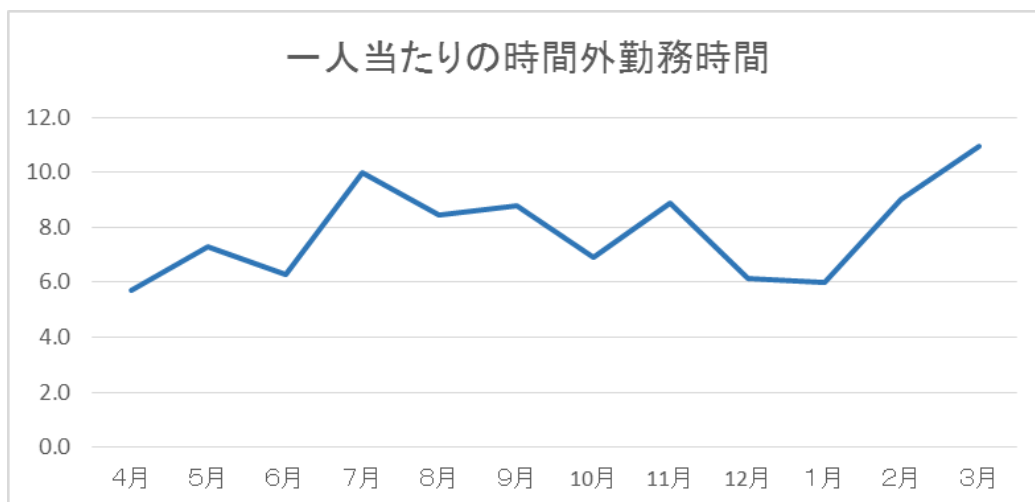
(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）（平成 29 年度）

継続勤務年数（平均）	21.3	自己都合退職者	0
うち女性	8.0	うち女性	0
うち男性	22.1	うち男性	0

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（平成 29 年度）

（単位：時間）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
5.7	7.3	6.3	10.0	8.4	8.8	6.9	8.9	6.2	6.0	9.0	11.0



(4) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（平成30年3月31日現在）

7級（局長）	1
うち女性	0
女性割合	0%
6級（課長・主幹）	7
うち女性	0
女性割合	0%
5級（課長補佐・副主幹）	10
うち女性	0
女性割合	0%
4級（係長・上席主任）	26
うち女性	0
女性割合	0%
合計	44
うち女性	0
女性割合	0%